令和８年小田原市議会１２月定例会議案説明資料

（議案第１０５号～議案第１１１号）

令和　８　年１１月２５日提出

目　　次

○条例議案

議案第１０５号　小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……1

議案第１０６号　小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……2

議案第１０７号　小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……3

議案第１０８号　小田原市営住宅条例の一部を改正する条例……5

議案第１０９号　小田原市水道給水条例の一部を改正する条例……6

○事件議案

議案第１１０号　指定管理者の指定について（小田原市総合文化体育館・小田原アリーナほか）……7

議案第１１１号　工事請負契約の締結について（小田原競輪場走路改修工事）……13

条　例　議　案　説　明　資　料

議案第１０５号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

［改正理由］

公職選挙法施行令が一部改正され、国会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担についてこれに準じた措置を講ずるため改正する。

［内　　容］

１　選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額の引上げ（第６条及び第８条関係）

選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

（１枚につき）

改　　正　　後	改　　正　　前
８円３８銭	７円７３銭

２　選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額の引上げ（第９条関係）

選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額に係る算出基礎額を次のように引き上げることとする。

（ポスター掲示場１箇所当たり）

改　　正　　後	改　　正　　前
５８６円８８銭	５４１円３１銭

［適　　用］

公布の日以後その期日を告示される選挙について適用

議案第１０６号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

［改正理由］

国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

［内　　容］

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第１条及び第２条関係）

区　　分	現　　行	令和８年度	令和９年度以降
６ 月 期	１００分の１６７．５		１００分の１７０
１２月期	１００分の１６７．５	１００分の１７２．５	１００分の１７０

［適　　用］

１　令和８年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ

公布の日

２　令和９年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日

議案第１０７号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

［改正理由］

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため改正する。

［内　　容］

１　一般の職員に係る給与改定（改正条例第１条及び第２条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第１及び別表第２関係）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の俸給表を基礎として、中堅層以上を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率＋３．３パーセント）

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第１９条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分		現　　行	令和８年度	令和９年度以降
再任用職員以外の職員	６月期	１００分の１２６．２５		１００分の１２７．５
	１２月期	１００分の１２６．２５	１００分の１２８．７５	１００分の１２７．５
再任用職員	６月期	１００分の７１．２５		１００分の７２．５
	１２月期	１００分の７１．２５	１００分の７３．７５	１００分の７２．５

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第２０条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分		現　　行	令和８年度	令和９年度以降
再任用職員以外の職員	６月期	１００分の１０６．２５		１００分の１０７．５
	１２月期	１００分の１０６．２５	１００分の１０８．７５	１００分の１０７．５
再任用職員	６月期	１００分の５１．２５		１００分の５２．５
	１２月期	１００分の５１．２５	１００分の５３．７５	１００分の５２．５

２　特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第３条及び第４条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第７条関係）

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第８条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分	現　　行	令和８年度	令和９年度以降
６ 月 期	１００分の９６．２５		１００分の９７．５
１２月期	１００分の９６．２５	１００分の９８．７５	１００分の９７．５

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第８条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区　　分	現　　行	令和８年度	令和９年度以降
６ 月 期	１００分の８８．７５		１００分の９０
１２月期	１００分の８８．７５	１００分の９１．２５	１００分の９０

３　給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第３項及び第４項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

［適　　用］

１　給料月額の引上げ並びに令和８年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

令和 ８ 年 ４ 月 １ 日

２　令和９年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日

議案第１０８号

小田原市営住宅条例の一部を改正する条例

［改正理由］

高齢者の増加による高層階の空き住戸の増加等の公営住宅を取り巻く社会状況を踏まえ、単身者用の規格の公営住宅に入居することができる者の資格の要件を緩和するため改正する。

［内　　容］

１８歳以上６０歳未満の者で、特に入居を促進する必要があると市長が認める公営住宅の入居の許可を受けようとするものについても、単身者用の規格の公営住宅に入居することができることとする。（第４条関係）

［適　　用］

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日

議案第１０９号

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例

［改正理由］

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行者の確保を図る観点から、当該工事の施行者に係る特例を定めるため改正する。

［内　　容］

１　給水装置工事の施行者に係る特例（第５条関係）

本市以外の水道事業者が指定した業者は、災害その他非常の場合において、軽微な変更以外の給水装置工事を施行させる必要があると事業管理者が認めるときは、当該工事を施行することができることとする。

２　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

公布の日

事　件　議　案　説　明　資　料

議案第１１０号

指定管理者の指定について

小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン及び小峰庭球場の指定管理者の選定について

１　施設の概要

(1) 施　設　名　　小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ

所　在　地　　小田原市中曽根２６３番地

開 設 年 月　　平成９年１月

設 置 目 的　　スポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興を図るため

(2) 施　設　名　　城山陸上競技場

所　在　地　　小田原市城山二丁目２９番１号

開 設 年 月　　昭和３０年１０月

設 置 目 的　　市民の体育の向上を図り、併せて小田原市都市公園の効用を全うするため

(3) 施　設　名　　小田原テニスガーデン

所　在　地　　小田原市蓮正寺８３番地の１

開 設 年 月　　平成９年８月

設 置 目 的　　スポーツ及びレクリエーションの振興を図るため

(4) 施　設　名　　小峰庭球場

所　在　地　　小田原市城山三丁目３０番２２号

開 設 年 月　　平成元年５月

設 置 目 的　　市民の体育の向上を図り、併せて小田原市都市公園の効用を全うするため

２　指定管理者が行う業務

(1) 施設の使用許可に関すること。

(2) 施設の維持管理に関すること。

(3) 施設における行事の企画及び実施に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

4　選定までの経過

指定候補者選定委員会第１回会議 （募集方法及び内容の確認）	令和８年６月２３日
募集要項配布	令和８年７月１日
現地説明会	令和８年７月１７日
質問受付期間	令和８年７月２７日～８月５日
申請受付期間	令和８年８月１７日～８月３１日
指定候補者選定委員会第２回会議 （申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定）	令和８年１０月１４日

5　申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
小田原未来共創事業体	東京都品川区東品川四丁目１０番１号	コナミスポーツ株式会社：スポーツ施設の経営及び運営受託、スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設、保育所、有料老人ホームの経営等 株式会社神奈中スポーツデザイン：スポーツクラブ、スポーツ教室の経営等 株式会社キノシタコミュニティ：建物の清掃業務等 株式会社エアー：清掃請負業等 株式会社神奈川新聞社：日刊新聞の取材、編集、制作、発行及び販売等
小田原スポ		株式会社スポーツプラザ報徳：水泳、ダイビング、柔剣道、スキー、体操教室及びスポーツクラブの経営並びに管理運営、建築工事、土木工事、管工事の企画、設計、施工、監理等 株式会社東海ビルメンテナス：ビル清掃及び場

ーツ・文化 運営企業体	小田原市堀之内 ４５８番地	外スタンドの清掃管理等 株式会社小田急エージェンシー：各種広告の代理業務等 シンコースポーツ株式会社：指定管理者制度に基づく公の施設の運営、維持管理業務等 株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ：スポーツクラブの運営管理等

6　審査・協議の概要

小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の構成

区　分	氏　名	役　職　等
委員長	和　田　芳　廣	小田原市文化部長
委　　員	川　邊　保　孝	東海大学スポーツプロモーションセンター准教授
委　　員	吉　田　和　枝	小田原市スポーツ推進審議会委員
委　　員	志　村　恵美子	税理士
委　　員	森　川　一　朗	小田原市自治会総連合
委　　員	安　藤　　恵	公益財団法人小田原市体育協会理事
委　　員	野　田　ひろみ	特定非営利活動法人おだわら城下町スポーツクラブクラブマネジャー

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

小田原未来共創事業体

審査項目	配点	得点
１　施設の設置目的の達成（配点：３５点）		
管理運営の基本方針	３５	２６

２　関係法令等の遵守及び規程の適切な管理（配点：３５点）		
諸規程の整備状況及び個人情報の保護	３５	２４
３　安定した管理運営の履行に必要な人員及び財政基盤（配点：１４０点）		
経営規模	３５	２１
管理運営体制	７０	４５
収支計画	３５	２０
４　施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力（配点：１４０点）		
施設の維持管理の内容及び効用発揮の実現可能性	１０５	６８
管理運営経費の縮減	３５	２０
５　利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上（配点：１０５点）		
サービス向上及び利用促進を図るための具体的手法	１０５	７４
６　運営実績、環境への配慮及びその他事業提案（配点：１４０点）		
同様施設の運営実績	３５	２７
環境への配慮	３５	２２
その他運営に当たっての事業提案	７０	５０
７　地域貢献・社会貢献の取組（配点：１０５点）		
地域貢献	７０	４４
社会貢献	３５	２４
（合計）	７００	４６５

小田原スポーツ・文化運営企業体

審査項目	配点	得点
１　施設の設置目的の達成（配点：３５点）		
管理運営の基本方針	３５	２５
２　関係法令等の遵守及び規程の適切な管理（配点：３５点）		
諸規程の整備状況及び個人情報の保護	３５	２４
３　安定した管理運営の履行に必要な人員及び財政基盤（配点：１４０点）		
経営規模	３５	２３

管理運営体制	７０	５１
収支計画	３５	２３
４　施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力（配点：１４０点）		
施設の維持管理の内容及び効用発揮の実現可能性	１０５	７２
管理運営経費の縮減	３５	２８
５　利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上（配点：１０５点）		
サービス向上及び利用促進を図るための具体的手法	１０５	７４
６　運営実績、環境への配慮及びその他事業提案（配点：１４０点）		
同様施設の運営実績	３５	２６
環境への配慮	３５	２３
その他運営に当たっての事業提案	７０	４４
７　地域貢献・社会貢献の取組（配点：１０５点）		
地域貢献	７０	５８
社会貢献	３５	２５
（合計）	７００	４９６

この結果、小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会としては、小田原スポーツ・文化運営企業体が指定候補者として最も適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア　スポーツ施設の利用状況、市民ニーズ等を踏まえて、市民の主体的なスポーツ活動を支えるよう、効率的な管理運営や利用者サービスの向上を図ること。

イ　小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会から指摘のあった小田原アリーナのトイレ清掃の徹底や３階スペースの有効活用等、現在の課題解決に取り組むこと。

ウ　事業計画書（提案書）に記載した提案事項が着実に履行されるよう努めること。

エ　利用者数、利用料金収入、利用者満足度等について目標値を設定し、ＰＤＣＡサイクルにより管理業務や自主事業等の改善に努め、取組状況を市と共有すること。

オ　自主事業収入の増加等により指定管理料の縮減を図りつつ、事故を未然に防ぐため、必要な修繕費を確保して、施設の老朽化への対応に注力すること。

7　指定候補者

小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会における審査･協議を踏まえ､次の団体を指定候補者として選定した。

(1) 団　体　名　　小田原スポーツ・文化運営企業体

(2) 代 表 者 名　　株式会社スポーツプラザ報徳　代表取締役　安藤　剛

(3) 所　在　地　　小田原市堀之内４５８番地

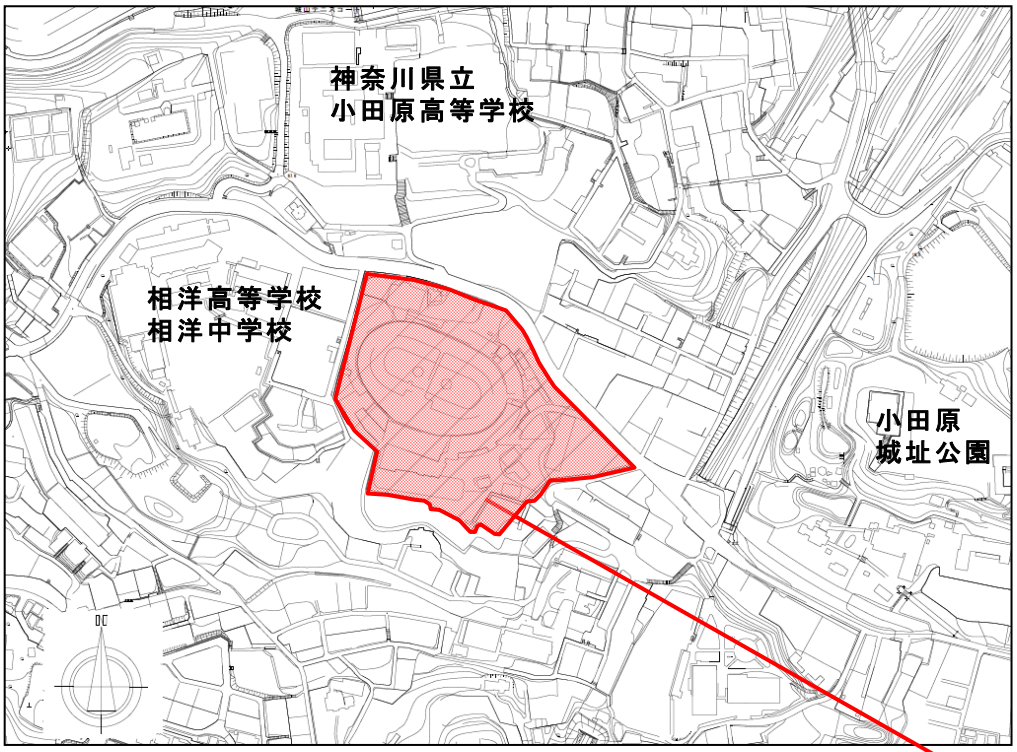
議案第１１１号

工事請負契約の締結について

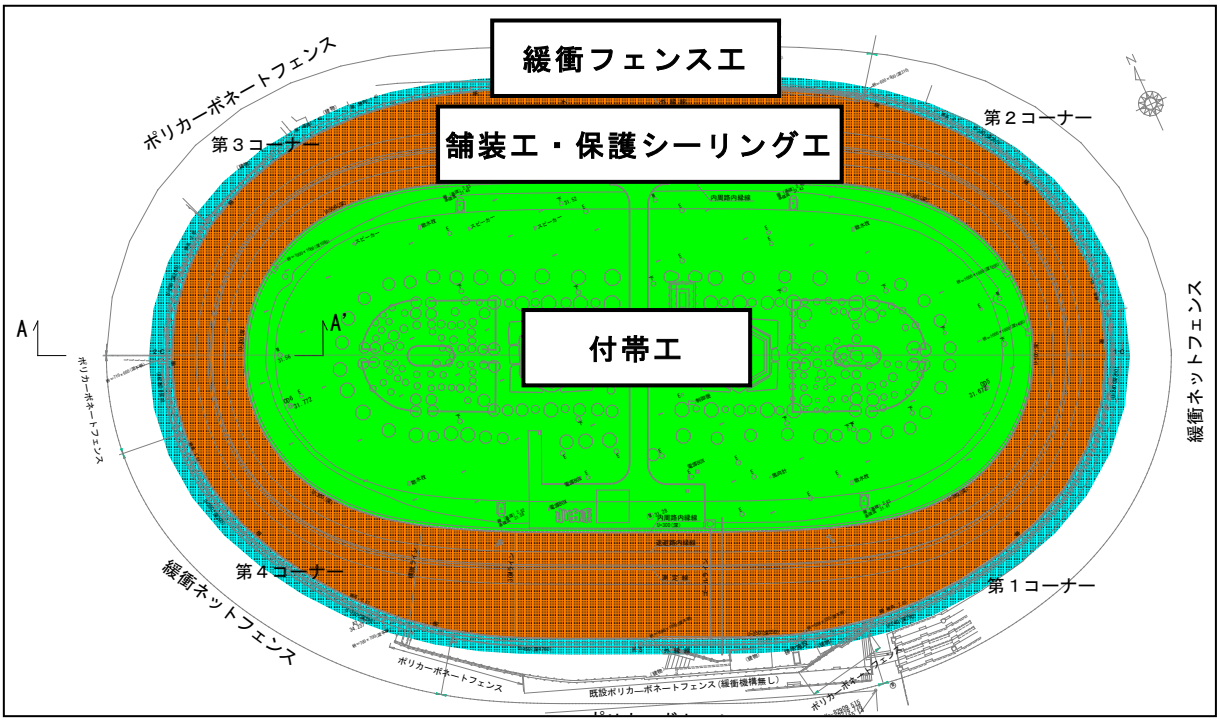
工　事　概　要

工　事　名	小田原競輪場走路改修工事
工 事 箇 所	小田原市城山四丁目　地内
工 事 概 要	１　舗装工 ①走路舗装　３，０７２㎡ ②退避路舗装　６８９㎡ ③内周路舗装　９３０㎡ ２　保護シーリング工（路面標示） ①ウォークトップ（緑）　３，８２７㎡ ②ウォークトップ（赤）　１，０２６㎡ ③明色ウォークトップ（青）　３３９㎡ ３　緩衝フェンス工 ①緩衝ネットフェンス　１７２ｍ ②ポリカーボネートフェンス　１９２ｍ ③ネットフェンス　３７ｍ ４　付帯工 ①インフィールド　一式 ②防霜ファン　一式 ③電気設備等　一式

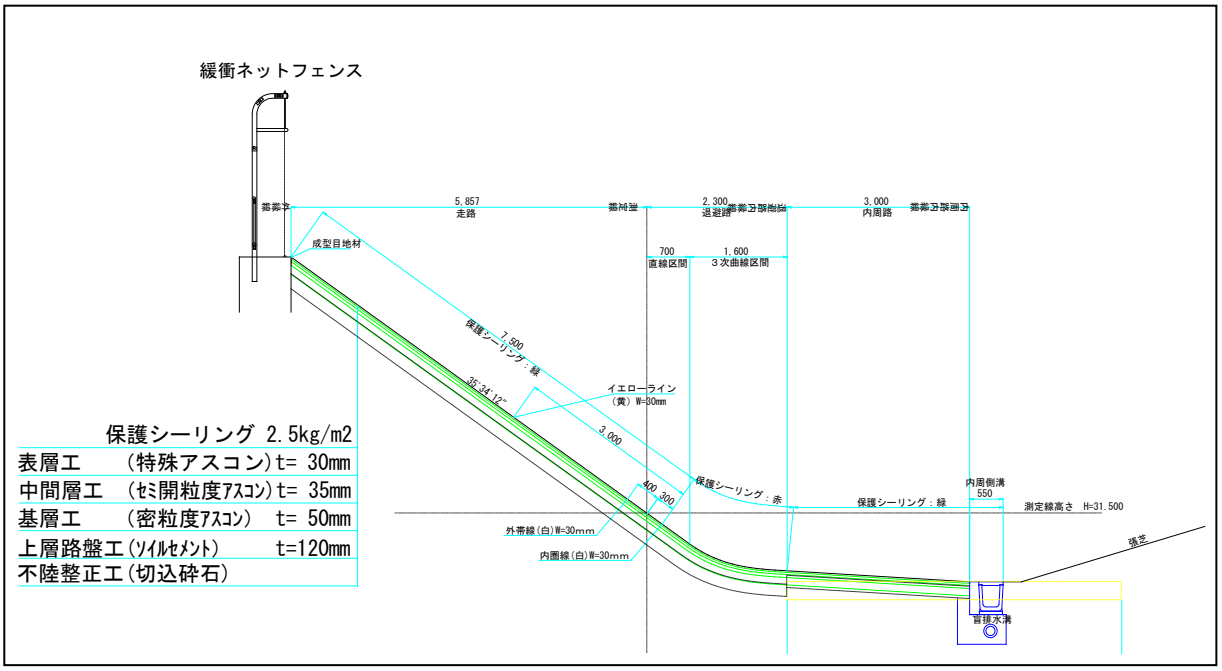
位置図


神奈川県立
小田原高等学校
相洋高等学校
相洋中学校
小田原
城址公園
工事箇所：
小田原競輪場

平面図


緩衝フェンスエ
舗装工・保護シーリングエ
付帯工
ポリカーボネートフェンス
第３コーナー
第２コーナー
A
A'
緩衝ネットフェンス
第４コーナー
第１コーナー
緩衝ネットフェンス
ポリカーボネートフェンス
既設ポリカーボネートフェンス（緩衝機構無し）

横断図


緩衝ネットフェンス
5,857
走路
2,300
通避路
3,000
内周路
700
直線区間
1,600
3次曲線区間
成型目地材
保護シーリング：緑
35°34'12"
7,500
3,000
イエローライン
（黄）W=30mm
保護シーリング：赤
保護シーリング：緑
400
300
内周側溝
550
測定線高さ H=31.500
外帯線（白）W=30mm
内面線（白）W=30mm
盛土
雨排水溝
保護シーリング 2.5kg/m2
表層工 （特殊アスコン）t= 30mm
中間層工 （セミ開粒度アスコン）t= 35mm
基層工 （密粒度アスコン） t= 50mm
上層路盤工（ソイルセメント） t=120mm
不陸整正工（切込砕石）

入　札　調　書

件　　名　：　小田原競輪場走路改修工事

開札日時　：　令和８年１１月１０日　午前１０時００分

入　札　者　名	第１回入札	第２回入札	摘　　要
株　式　会　社　Ｎ　Ｉ　Ｐ　Ｐ　Ｏ	628,899,000		**落　　札**
日　本　道　路　株　式　会　社	628,817,000		失　　格

契約金額（税込み）691,788,900 円

予定価格（税込み）755,249,000 円

予定価格（税抜き）686,590,000 円

入札書記載金額の１０％に相当する額を加算した金額が契約金額である。

※失格は、最低制限価格を下回ったことによる。